

## 審査ニュース 125号

「請求レセプト」に対し審査員、保険者からの疑義を招かないために!

- 特殊な服用方法における調剤料算定 - (その4)

医療保険委員会

今回は審査員や保険者が請求内容に対し疑義を抱かないように、特殊な服用方法における調剤料の算定について具体例を示してご紹介いたします。今回は、再審査における事例ではなく、算定ミスそのものについてです。今後の請求にお役立て下さい。

「平成22年版 保険調剤 Q & A P28 ~ P41」

最近では、製剤工夫や適応拡大等による医薬品の処方が増えたため、調剤料の算定方法に悩まされるケースが多くなってきました。また、調剤料の算定において、同一の服用時点ですが服用するタイミングが異なる内服薬の調剤料についての解釈が、平成20年4月の改定で変更となりました。このようなことから、いわゆる漸減療法をはじめとした特殊な服用方法の医薬品が混在するレセプトの記載方法とその算定について解説いたします。

・審査ニュース・

まず、特殊な服用方法における調剤料の算定について整理してみたいと思います。  
レセプトの記載方法も含め参考にして下さい。

処方《用法と用量が変化する漸増(減)療法》

( A錠 1T 1×朝食後(1~7日) 7日分 )  
( A錠 2T 2×朝夕食後(8~14日) 7日分 )

レセプト記載例

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	12・8	12・8	A錠 1T 【内服】1×朝食後	32	7	63	224	
2	1	12・8	12・8	A錠 2T 【内服】2×朝夕食後	64	7	0	448	
摘要	漸増療法(No.1終了後にNo.2を服用)								

処方《用量のみ変化する漸増(減)療法》

( A錠 1T 1×朝食後(1~7日) 7日分 )  
( A錠 2T 1×朝食後(8~14日) 7日分 )

レセプト記載例

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	12・8	12・8	A錠 1T 【内服】1×朝食後	32	7	63	224	
2	1	12・8	12・8	A錠 2T 【内服】1×朝食後	64	7	0	448	
摘要	漸増療法(No.1終了後にNo.2を服用)								

処方《例えば、weekly製剤など休薬期間のある療法》

（A錠 1T 1×朝食後（毎火曜日） 4日分）

レセプト記載例

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	12・8	12・8	A錠 1T 【内服】1×朝食後（火）	32	4	20	128	
摘要									

処方《例えば、メトトレキサート製剤など一連の療法》

（A錠 1T 1×朝食後（毎火曜日） 4日分）  
（A錠 2T 2×朝夕食後（毎水曜日） 4日分）

レセプト記載例

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	12・8	12・8	A錠 1T 【内服】1×朝食後（火）	32	4	39	128	
2	1	12・8	12・8	A錠 2T 【内服】2×朝夕食後（水）	64	4	0	256	
摘要	No.1は毎週火曜日、No.2は毎週水曜日に服用								

レセプトの審査において、上記のような特殊な服用方法については、適切に請求されているケースが多いようです。しかし、上記のような処方に加え、異なる医薬品が同時に処方されるケースにおいて、誤った請求が散見されますので、次ページにてご紹介します。

審査ニュース

処方

( A錠 1T 1×朝食後(1~7日) 7日分  
 A錠 2T 2×朝夕食後(8~14日) 7日分  
 B錠 1T 1×朝食後 14日分 )

レセプト記載例

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	12・8	12・8	A錠 1T 【内服】1×朝食後	32	7	63	224	
2	1	12・8	12・8	A錠 2T 【内服】2×朝夕食後	64	7	0	448	
3	1	12・8	12・8	B錠 1T 【内服】1×朝食後	6	14	63	84	
摘要	漸増療法(No.1終了後にNo.2を服用)								

摘要欄の記載通り、No.1とNo.2は同一医薬品であり、用法と用量が変化する漸増療法であり、例外的な1剤として算定します。また、No.3は前述の漸増療法と異なる用法となるため別に調剤料を算定することができます。

処方

( A錠 1T 1×朝食後(1~7日) 7日分  
 A錠 2T 1×朝食後(8~14日) 7日分  
 B錠 1T 1×朝食後 14日分 )

レセプト記載例

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	12・8	12・8	A錠 1T 【内服】1×朝食後	32	7	63	224	
2	1	12・8	12・8	A錠 2T 【内服】1×朝食後	64	7	0	448	
3	1	12・8	12・8	B錠 1T 【内服】1×朝食後	6	14	0	84	
摘要	漸増療法(No.1終了後にNo.2を服用)								

摘要欄の記載通り、No.1とNo.2は同一医薬品であり、用量のみ変化する漸増療法であり、例外的な1剤として算定します。また、No.3は前述の漸増療法と同じ用法となるため別に調剤料を算定することができません。このようなケースにおいて、処方 のケースと同様に、No.3において誤って調剤料を算定しているケースが散見されますので、ご注意ください。

処方

( A錠 1T 1×朝食後(毎火曜日) 4日分 )  
 ( B錠 1T 1×朝食後 14日分 )

レセプト記載例

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	12・8	12・8	A錠 1T 【内服】1×朝食後(火)	32	4	0	128	
2	1	12・8	12・8	B錠 1T 【内服】1×朝食後	6	14	63	84	
摘要									

No.1とNo.2の両方において調剤料を算定しているケースが散見されますが、誤った算定であると考えられます。現在の調剤料算定における解釈では、服用時点が同一であっても、異なる医薬品かつ服用するタイミングが異なれば、別剤として算定できます。しかし、処方 のケースでは、火曜日においては服用するタイミングが重なることから、結果的にNo.2のみしか調剤料を算定することができません。

処方

( A錠 1T 1×朝食後(毎火曜日) 4日分 )  
 ( A錠 2T 2×朝夕食後(毎水曜日) 4日分 )  
 ( B錠 1T 1×朝食後 14日分 )

レセプト記載例

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	12・8	12・8	A錠 1T 【内服】1×朝食後(火)	32	4	39	128	
2	1	12・8	12・8	A錠 2T 【内服】2×朝夕食後(水)	64	4	0	256	
3	1	12・8	12・8	B錠 1T 【内服】1×朝食後	6	14	63	84	
摘要	No.1は毎週火曜日、No.2は毎週水曜日に服用								

摘要欄の記載通り、No.1とNo.2はリウマトレックスのような特殊な服用方法の医薬品です。このような医薬品については、例外的な1剤として算定します。また、No.3は前述の一連の療法と異なる用法となるため別に調剤料を算定することができます。(平成22年度版 保険調剤Q&A Q40参照)

まれに、No.2も1×朝食後(水)の処方を見かけます。この場合においては、当然のことながら処方 のケースと同様に、結果的にNo.3のみしか調剤料を算定できません。